

○独立行政法人農畜産業振興機構職員退職 手当支給規程

〔平成15年10月 1 日付〕

〔15農畜機第 8 号-5〕

改正 平成17年11月22日付17農畜機第3395号
平成18年 3 月24日付17農畜機第4760号
平成18年 7 月12日付18農畜機第1616号
平成19年12月26日付19農畜機第3742号
平成21年 7 月14日付21農畜機第1834号
平成25年 4 月30日付25農畜機第 437号
平成26年 3 月26日付25農畜機第5399号
平成27年 6 月 5 日付27農畜機第1212号
平成28年 3 月28日付27農畜機第5795号
平成28年10月17日付28農畜機第3542号
平成29年 3 月27日付28農畜機第6637号
平成30年 3 月27日付29農畜機第6935号
平成31年 4 月 5 日付31農畜機第92号
令和 4 年 9 月27日付 4 農畜機第3657号
令和 5 年 3 月28日付 4 農畜機第7237号
令和 5 年 3 月30日付 4 農畜機第7349号
令和 7 年 3 月25日付 6 農畜機第8524号
令和 8 年 8 月25日付 8 農畜機第3457号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（独立行政法人農畜産業振興機構職員規程（平成15年10月 1 日付け15農畜機第 8 号-1。（以下「職員規程」という。））第 4 条、第 4 条の 2 第 1 項第 2 号から第 5 号まで又は第 4 条の 5 の規定により採用された者に限る。以下「職員」という。）の退職手当等の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 退職手当は、機構に 6 月以上勤務した職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(支給額)

第3条 退職手当の額は、その者の退職の日における本俸月額（独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（平成15年10月1日付け15農畜機第8号-4）第3条第1項又は第2項の規定に基づき定められたその者の本俸月額に106分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額に、100分の83.7を乗じた額とする。

- （1）5年までの期間については、1年につき100分の100
- （2）5年を超え10年までの期間については、1年につき100分の140
- （3）10年を超え20年までの期間については、1年につき100分の180
- （4）20年を超え30年までの期間については、1年につき100分の200
- （5）30年を超える期間については、1年につき100分の100

2 退職した者の勤続期間中に、本俸月額の減額改定以外の理由によりその者の本俸月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本俸月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前本俸月額」という。）が、退職の日におけるその者の本俸月額（以下「退職日本俸月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- （1）その者が特定減額前本俸月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本俸月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職手当の額
- （2）退職日本俸月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の額が前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の額の退職日本俸月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前本俸月額に対する割合

3 第1項の規定により計算した退職手当の額が、職員の退職日本俸月額に55を乗じた額に100分の83.7を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

4 第2項の規定により計算した退職手当の額が、職員の特定減額前本俸月額に55を乗じて得た額に100分の83.7を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

（勤続期間の計算）

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月（その者が退職の日又はその翌日にこの機構の役員となったときは、退職した日の属する月の前月）までの月数による。この場合において、在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数について月割りをもって計算する。

3 前項の規定による在職期間のうち休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による休職、職員規程第7条第6号に規定する「その他特別の理由があるとき」の休職及び次条第1項に規定する国等の機関の業務に従事させるための休職を除く。）又は停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月数の2分の1（1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）に相当する月数を前項の規定により計算した在職期間から除算する。

4 第2項の規定による在職期間のうち独立行政法人農畜産業振興機構育児・介護休業等実施規程（平成31年3月7日付け30農畜機第6977号。以下「育児・介護休業等実施規程」という。）第3条の規定に基づき育児休業をした期間、同規程第7条の2の規定に基づき出生時育児休業をした期間、独立行政法人農畜産業振興機構配偶者同行休業実施規程（平成26年3月26日付け25農畜機第5399号－1。以下「配偶者同行休業実施規程」という。）第3条の規定に基づき配偶者同行休業をした期間及び独立行政法人農畜産業振興機構自己啓発休業実施規程（令和8年8月25日付け8農畜機第3460号。以下「自己啓発休業実施規程」という。）第3条の規定に基づき自己啓発休業をした期間は、育児・介護休業等実施規程第10条第3項、配偶者同行休業実施規程第9条第3項及び自己啓発休業実施規程第10条の規定するとおり、前項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

5 前項の育児休業又は出生時育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての第3項の適用については、同項中「その月数の2分の1」とあるのは、「その月数の3分の1」とする。

6 第4項の配偶者同行休業をした期間についての第3項の適用については、同項中「その月数の2分の1（1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）に相当する月数」とあるのは、「その月数」とする。

7 第4項の自己啓発休業をした期間についての第3項の適用については、同項中「その月数の2分の1（1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）」とあるのは、「その月数（ただし、自己啓発休業実施規程第2条第3項に規定する自己啓発休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が5年に達するまでの期間中の退職でないときは、その月数の2分の1（1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数））」とする。

（国等の機関から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第5条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における職員としての引き続いた在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

4 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

（他の独立行政法人の役員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の特例）

第5条の2 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて機構以外の独立行政法人（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めてい

る法人に限る。以下「他の独立行政法人」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き他の独立行政法人の役員として在職した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 他の独立行政法人の役員が、他の独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の他の独立行政法人の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における他の独立行政法人の役員としての在職期間の計算については、第4条の規定を準用する。

(増額)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合には、第3条の規定による金額に、その者の退職日本俸月額又は特定減額前本俸月額のいずれか多い額に100分の500以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を加算して得た額を退職手当の額とすることができる。

- (1) 負傷又は疾病により、その職に堪えず退職した場合又は在職中に死亡した場合
- (2) 勤続期間が10年以上であって定年により退職した場合
- (3) 予算定員の削減、組織の改廃、業務量の減少その他これらに準ずる事由により配置換えが困難なため退職した場合
- (4) 勤続期間が15年以上であって機構の業務上功労のあった者が退職した場合
- (5) 前各号に準ずる特別の事由により、退職した者について理事長が特に増額の必要があると認めた場合

(減額)

第7条 職員が、自己の都合により退職した場合(傷病、出産及び結婚による場合を除く。)又は勤務成績が著しく不良のため退職させられた場合においては、第3条の規定による退職手当の額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

第8条 削除

(退職手当の支給)

第9条 退職手当は、法令等により退職手当から控除すべき額を控除したその残額を支給する。

- 2 退職手当は、予算その他特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(弔慰金)

第10条 職員が在職中死亡した場合には、退職手当のほかに死亡の日におけるその者の本俸月額に100分の400を乗じて得た額を弔慰金として、その職員の遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第11条 第2条及び前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

- 2 前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第12条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(懲戒免職処分等を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第13条 退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を継承した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が機構の業務の遂行に及ぼす

支障の程度並びに当該非違が機構に対する国民の信頼に及ぼす影響（以下「考慮事情」という。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（１）懲戒免職の処分を受けた場合

（２）禁固以上の刑に処せられたため解雇された場合

２ 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

（退職手当の支払の差止め）

第１４条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

（１）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

（２）退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

２ 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

（１）当該退職をした者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが機構に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

（２）当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

３ 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族））が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下こ

の項において同じ。) に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- 4 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに第1項又は第2項の規定による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処された場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

- 5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

- 6 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 7 前条第2項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を継承した者）に対し、考慮事情及び第13条第1項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこと

とする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合にはその遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を継承した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、考慮事情を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第13条第2項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項及び第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第16条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、考慮事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 第13条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第17条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、考慮事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第13条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第16条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項及び第3項に規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第14条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職処分

を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、考慮事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得した又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなってはならない。
- 5 第13条第2項の規定は、第1項から第3項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査会)

第19条 理事長は、第13条第1項、第14条第2項若しくは第3項、第15条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項から第3項までの規定による処分を行おうとするときは退職手当審査会に諮らなければならない。

- 2 退職手当審査会の構成等については、別に定めるところによる。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第20条 職員が退職した場合（第13条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が第5条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 3 職員が第5条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて他の独立行政法人の役員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

い。

(実施細則)

第21条 規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

改正 平成18年7月12日付18農畜機第1616号

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構設立の際、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間については、第4条の規定にかかわらず、農畜産業振興事業団の職員であった者については農畜産業振興事業団職員退職手当支給規程（平成8年10月1日付け8畜B第152号承認農林水産省指令）、野菜供給安定基金の職員であった者については野菜供給安定基金退職手当支給基準（昭和51年12月20日51野供基第211号）において認められた在職期間を機構の在職期間とみなして、この規程の定めるところにより退職手当を支給する。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員が日本蚕糸事業団又は糖価安定事業団の職員であって引き続いて蚕糸砂糖類価格安定事業団の職員となった者であるときは、第4条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の日本蚕糸事業団又は糖価安定事業団の職員としての在職期間を含むものとする。
- 4 前項の規定の適用を受ける職員が日本蚕繭事業団又は昭和33年に設立された日本輸出生糸保管株式会社（以下「会社」という。）の職員であって引き続いて日本蚕糸事業団の職員となった者であるときは、第4条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の日本蚕繭事業団又は会社の職員としての在職期間を含むものとする。
- 5 第2項の規定の適用を受ける職員が畜産振興事業団から引き続けている者であるときは、第4条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の畜産振興事業団の職員としての在職期間を含むものとする。
- 6 第2項の規定は、第7条に規定する勤続期間に通算する。
- 7 第2項の規定の適用を受ける職員が野菜供給安定基金から引き続けている者であるときは、第4条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の野菜生産出荷安定資金協会（以下「協会」という。）及び昭和47年8月16日に設立された財団法人野菜価格安定基金（以下「野菜価格安定基金」という。）の職員として在職した期間（昭和37年6月1日に設立された財団法人青果物生産安定資金協会又は昭和38年8月28日に設立された財団法人

野菜指定産地生産安定資金協会の職員であった者で引き続いて協会に勤務した職員にあっては、その在職期間も含む。)の職員としての在職期間を含むものとする。

- 8 昭和48年5月17日前に第5条第1項に規定する国等の機関に該当するもの(以下「特定機関」という。)に使用される者が、特定機関の要請に応じ、引き続いて、職員となるために退職し、かつ、引き続いて職員となった後死亡により退職した場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定機関に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 9 前項に規定する者が、昭和47年12月1日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、第3条及び第7条の規定にかかわらず、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和48年法律第30号)附則第12項の政令で定めるところに準じ第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第3条及び第7条の規定により計算した額

(2) その者が職員又は特定機関に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額

平成13年3月31日以前	年5.5パーセント
平成13年4月1日から平成17年3月31日まで	年4.0パーセント
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	年1.6パーセント
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	年2.3パーセント
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	年2.6パーセント
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	年3.0パーセント
平成21年4月1日以降	年3.2パーセント

- 10 この附則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成17年11月22日付17農畜機第3395号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、この規程により算定されたその者の退職手当の額又は弔慰金が、この規程の本俸月額及び勤続期間を次のとおりとみなして算定された額(以下「その額」という。)を下回る場合は、その額を退職手当又は弔慰金とする。

本俸月額 その者の平成17年11月30日における等級・号俸の別表に定める

月額

勤続期間 この規程により算定されるその者の平成17年11月30日までの在
職期間

別表

号 俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	月額	月額	月額	月額	月額
1	457,900	363,000	295,700	232,900	132,600
2	471,200	374,600	305,900	243,500	137,600
3	484,400	386,300	316,600	254,000	142,600
4	497,300	398,300	327,400	264,300	147,600
5	510,000	410,100	338,600	274,400	152,900
6	522,100	421,900	349,700	284,400	159,600
7	532,600	433,400	360,800	294,400	166,300
8	542,900	444,700	371,600	304,400	173,300
9	553,200	456,000	382,200	314,200	180,500
10	563,500	467,000	392,500	322,900	194,900
11	573,800	477,700	402,700	331,200	206,600
12	583,100	487,800	412,300	339,000	214,600
13	591,700	497,400	421,900	346,600	226,700
14	599,600	506,500	431,500	353,800	235,700
15	606,700	515,500	440,500	360,500	243,900
16	613,400	524,100	449,300	366,700	250,300
17	619,900	532,700	457,400	372,600	256,100
18	626,500	541,000	465,200	378,200	261,700
19	633,100	547,500	472,900	383,600	267,000
20	639,400	553,800	479,900	387,900	271,600
21	645,700	560,000	486,800	391,600	275,500
22	651,800	566,200	492,800	394,400	279,400
23		572,400	498,700	397,200	283,300
24		578,600	504,400	400,000	287,000
25		584,800	510,000	402,700	290,700
26		591,000	515,500	405,400	294,100
27		597,200	521,000		297,400
28		603,400	526,300		300,500
29		609,500	531,600		
30			536,800		
31			542,000		
32			547,100		
33			552,200		
34			557,300		

備考 初任給に関する措置として、大学卒試験採用職員のうち５等級１０号俸を受ける者の月額、この表にかかわらず１９０，０００円とする。

附 則（平成18年３月24日付17農畜機第4760号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年４月１日から施行する。
（本俸月額の特例を受ける職員の取扱い）
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（平成15年10月１日付15農畜機第８号）第３条第１項ただし書に定める総括調整役及び独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年３月24日付17農畜機第4760号）附則第２項の規定により本俸月額を定められた職員のこの規程の適用については、「本俸月額」とあるのは、「理事長が別に定める額」とする。

附 則（平成18年７月12日付18農畜機第1616号）

（施行期日）

この規程は、平成18年７月12日から施行する。

附 則（平成19年12月26日付19農畜機第3742号）

（施行期日）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

附 則（平成21年７月14日付21農畜機第1834号）

（施行期日）

この規程は、平成21年７月14日から施行する。

附 則（平成25年４月30日付25農畜機第437号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年４月30日から施行する。ただし、第４条第３項の規定は、平成25年４月１日以降に独立行政法人農畜産業振興機構職員規程第７条第６号の規定により休職となった者から適用する。
（退職手当の支給額に関する経過措置）
- 2 第３条第１項及び第２項の規定中「100分の87」とあるのは、平成25年４月30日から同年９月30日までの間においては、「100分の98」と、同年10月１日から平成26年６月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成26年３月26日付25農畜機第5399号）

（施行期日）

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附 則（平成27年６月５日付27農畜機第1212号）

（施行期日）

この規程は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成28年3月28日付27農畜機第5795号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年3月28日から施行する。

（農林水産関係法人厚生年金基金の加入員であった期間に係る減額の特例）

2 職員が平成28年3月28日付で解散した農林水産関係法人厚生年金基金（以下この条において「年金基金」という。）の加入員であった期間（以下この条において「加入員期間」という。）15年以上で退職した場合においては、本則第3条の規定により計算して得た額から、本則第3条第1項中「その者の退職日における本俸月額」とあるのは、次の表に掲げる「その者の平成28年3月28日時点の本俸月額」と読み替え、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額に次の各号に掲げる加入員期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

（1）加入員期間が15年の場合 100分の1.5

（2）加入員期間が15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えたもの

（3）加入員期間が30年を超える場合 100分の3

3 加入員期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 この条の規定により減額すべき額は、第3条の規定により計算して得た額を限度とする。

別表第一「平成28年3月28日時点における本俸月額表」

本俸月額表

職員の 区分	職務 の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	号俸	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)
再雇用職員 以外の 職員	1	447,900	363,400	305,100	247,200	146,000
	2	451,200	366,300	307,600	249,900	147,300
	3	454,400	369,200	310,200	252,600	148,600
	4	457,500	372,100	312,600	255,400	149,900
	5	460,600	375,000	314,800	258,100	151,300
	6	463,900	377,900	317,300	260,800	152,600
	7	467,000	380,900	320,000	263,600	153,900
	8	470,200	383,900	322,600	266,400	155,200

9	473,400	386,700	325,300	269,000	156,600
10	476,600	389,600	328,200	271,600	157,900
11	479,700	392,400	331,000	274,100	159,200
12	482,700	395,000	333,700	276,500	160,500
13	485,900	398,000	336,200	278,600	161,900
14	489,000	400,900	338,900	281,100	163,300
15	492,100	403,900	341,700	283,700	164,700
16	495,100	406,900	344,500	286,200	166,100
17	498,500	409,300	347,300	288,600	167,500
18	501,400	412,300	350,200	291,200	169,300
19	504,500	415,200	353,100	293,800	171,100
20	506,800	418,200	355,900	296,400	172,900
21	509,700	421,100	358,600	298,700	174,600
22	512,100	423,900	361,300	301,300	176,400
23	514,600	426,700	364,100	303,900	178,200
24	517,100	429,700	366,900	306,600	180,000
25	519,700	432,500	369,700	309,000	181,700
26	522,200	435,300	372,500	311,500	183,600
27	524,800	438,300	375,300	314,200	185,500
28	527,300	441,100	378,100	316,900	187,400
29	529,700	443,600	380,800	319,300	189,100
30	532,200	446,300	383,500	321,800	191,000
31	534,600	449,200	386,100	324,100	192,900
32	537,100	452,100	388,800	326,500	194,800
33	539,400	454,300	391,500	328,700	196,700
34	541,800	457,000	394,100	331,000	200,500
35	544,100	459,600	396,700	333,300	204,300
36	546,500	462,400	399,400	335,500	208,100
37	548,900	465,100	402,100	337,800	212,000
38	551,200	467,800	404,700	340,000	215,100
39	553,800	470,500	406,900	342,200	218,200
40	556,200	473,100	409,400	344,400	221,300
41	558,400	475,700	411,900	346,300	224,400
42	560,600	478,200	414,200	348,400	226,500
43	562,800	480,700	416,700	350,400	228,600
44	565,100	483,200	419,200	352,500	230,700
45	567,400	485,600	421,700	354,500	232,900
46	569,400	488,000	424,200	356,400	236,000
47	571,500	490,300	426,700	358,400	239,200
48	573,600	492,700	429,000	360,400	242,400

49	575,600	495,100	431,400	362,400	245,600
50	577,700	497,400	433,700	364,300	248,000
51	579,500	499,800	436,000	366,100	250,300
52	581,400	502,000	438,400	368,000	252,700
53	583,200	504,400	440,700	369,900	255,000
54	584,900	506,500	442,900	371,700	257,200
55	586,300	508,600	445,200	373,200	259,400
56	587,900	510,300	447,500	374,900	261,400
57	589,500	512,400	449,800	376,300	263,500
58	591,000	514,700	452,000	377,800	265,200
59	592,700	516,800	454,200	379,400	266,900
60	594,200	519,000	456,400	381,100	268,600
61	595,700	521,000	458,400	382,600	270,100
62	597,400	523,100	458,600	384,200	271,700
63	598,800	525,000	460,600	385,700	273,300
64	600,400	527,200	462,600	387,300	274,900
65	601,900	529,300	464,400	388,700	276,300
66	603,300	531,400	466,500	390,200	277,600
67	604,700	533,200	468,500	391,700	279,100
68	606,400	535,300	470,600	393,200	280,600
69	607,900	537,000	472,500	394,700	282,000
70	609,600	538,600	474,500	396,100	283,300
71	610,900	540,300	476,500	397,400	284,600
72	612,600	541,800	478,000	398,700	286,000
73	614,100	543,200	479,900	400,100	287,400
74	614,300	544,600	481,600	401,200	288,500
75	614,600	546,200	483,300	401,800	289,700
76	614,700	547,700	485,100	402,900	290,800
77	615,100	549,200	486,800	404,100	292,000
78	615,300	550,800	488,500	405,100	293,000
79	615,400	552,200	490,200	406,000	294,100
80	615,600	553,800	491,900	407,000	295,200
81	615,700	555,400	493,600	407,900	296,000
82	615,900	556,900	495,200	408,700	297,000
83	616,000	558,300	496,800	409,400	298,100
84	616,100	559,900	498,300	410,200	299,200
85	616,300	561,500	499,600	410,800	300,000
86		563,000	501,200	411,500	300,900
87		564,300	502,700	412,300	301,900
88		565,900	504,300	413,100	302,900

	89	567,500	505,600	413,600	303,900
	90	569,100	506,900	414,300	304,800
	91	570,500	508,400	415,000	305,800
	92	572,100	509,900	415,600	306,700
	93	573,600	511,300	416,400	307,600
	94	575,200	512,700	417,100	308,500
	95	576,600	514,100	417,800	309,400
	96	578,200	515,600	418,500	310,400
	97	579,500	517,100	419,100	311,100
	98	580,900	518,600	419,800	312,000
	99	582,300	520,100	420,400	312,800
	100	583,800	521,500	420,900	313,600
	101	585,200	522,900	421,500	314,400
	102	586,600	524,300		315,300
	103	588,200	525,700		316,000
	104	589,600	527,000		316,900
	105	590,900	528,300		317,600
	106	592,400	529,600		318,300
	107	594,000	530,900		319,100
	108	595,500	532,300		319,900
	109	596,800	533,800		320,700
	110	598,400	535,200		
	111	598,100	536,400		
	112	601,400	537,600		
	113	602,700	539,000		
	114		540,400		
	115		541,800		
	116		543,200		
	117		544,500		
	118		545,700		
	119		547,000		
	120		548,400		
	121		549,700		
	122		550,900		
	123		552,300		
	124		553,600		
	125		554,700		
	126		556,000		
	127		557,300		

	128			558,700		
	129			559,800		
	130			560,900		
	131			562,000		
	132			563,200		
	133			564,400		
再雇用職員		411,800	325,200	270,700	237,000	211,200

別表第二「平成２８年３月２８日時点における本俸月額表」

業務専門職本俸月額表

号俸	本俸月額	号俸	本俸月額
1	310,200	22	357,800
2	312,500	23	360,100
3	314,700	24	362,400
4	317,000	25	364,600
5	319,300	26	366,900
6	321,600	27	369,200
7	323,900	28	371,500
8	326,200	29	373,900
9	328,500	30	376,300
10	330,800	31	378,600
11	333,100	32	381,000
12	335,400	33	383,300
13	337,600	34	385,700
14	339,900	35	387,500
15	341,900	36	389,900
16	344,200	37	392,200
17	346,500	38	394,600
18	348,800	39	396,900
19	350,900	40	399,100
20	353,200	41	401,300
21	355,500	42	403,500
43	405,800	74	457,100
44	407,900	75	457,300
45	410,000	76	458,000
46	412,200	77	458,700
47	414,200	78	459,400

48	416,300	79	460,000
49	418,400	80	460,600
50	420,600	81	461,300
51	422,700	82	461,900
52	424,600	83	462,400
53	426,600	84	463,000
54	428,700	85	463,500
55	430,300	86	464,100
56	432,300	87	464,600
57	434,300	88	465,200
58	436,300	89	465,800
59	438,200	90	466,300
60	440,000	91	466,900
61	441,800	92	467,400
62	443,600	93	468,000
63	445,400	94	468,600
64	446,600	95	469,100
65	447,800	96	469,700
66	448,900	97	470,200
67	450,100	98	470,800
68	451,400	99	471,400
69	452,600	100	471,900
70	453,800	101	472,500
71	455,100	102	473,000
72	455,700	103	473,600
73	456,400		

備考： 業務専門職本俸月額表の103号俸を超える本俸月額の支給を受けていた者については、その受けていた本俸月額とする。

附 則（平成28年10月17日付28農畜機第3542号）
（施行期日）

この規程は、平成28年10月17日から施行する。

附 則（平成29年 3 月27日付28農畜機第6637号）
（施行期日）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月27日付け29農畜機第6935号）
（施行期日）

この規程は、平成30年 3 月27日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 4 月 5 日付31農畜機第92号）
（施行期日）

この規程の改正は、平成31年 4 月 5 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 27 日付 4 農畜機第 3657 号）
（施行期日）

この規程の改正は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月28日付 4 農畜機第7237号）
（施行期日）

この規程の改正は、令和 5 年 3 月31日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月30日付 4 農畜機第7349号）
（施行期日等）

- 1 この規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和 5 年 3 月30日付 4 農畜機第7343号）附則第 3 項の規定による調整額を支給される職員に対する改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員退職手当支給規程第 3 条第 2 項の適用については、同規定中「退職の日におけるその者の本俸月額（以下「退職日本俸月額」という。）」とあるのは、「退職の日におけるその者の本俸月額と独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程（令和 5 年 3 月30日付 4 農畜機第7343号）附則第 3 項の規定による調整額との合計額（以下「退職日本俸月額」という。）」とする。

附 則（令和 7 年 3 月25日付 6 農畜機第8524号）
（施行期日）

この規程の改正は、令和 7 年 3 月25日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月25日付 8 農畜機第3457号）
（施行期日）

この規程の改正は、令和 8 年 8 月25日から施行する。